

国分寺市空間放射線量測定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市が設置する公の施設等における空間放射線量を測定すること（以下「測定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(測定対象施設)

第2条 測定の対象となる施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

(測定部)

第3条 測定は、原則として対象施設を所管する部（以下「所管部」という。）の職員が行うものとする。

(測定の実施時期及び方法等)

第4条 測定の実施時期及び方法並びに測定結果の算定の方法は、別に定めるところによる。

(測定結果に対する対応)

第5条 所管部は、測定の結果を国分寺市放射能対策委員会設置規程（平成23年訓令第23号）に規定する国分寺市放射能対策委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

2 所管部は、委員会が必要と認めるときは、別に定めるところにより除染等の対策を講ずることとする。

(公表)

第6条 測定の結果は、原則として測定を行った日の翌日に市公式ホームページ等により公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

市立保育所		
1	恋ヶ窪保育園	東恋ヶ窪 2-6-13
2	日吉保育園	日吉町 2-20-15
3	こくぶんじ保育園	泉町 2-7-2
4	ひかり保育園	光町 3-11-8
5	もとまち保育園	東元町 2-13-18
6	しんまち保育園	新町 1-7-11
7	ほんだ保育園	本多 3-14-12
市立公園		
1	黒鐘公園	西元町 4-10-47
2	窪東公園	東戸倉 2-19-1
3	こぼと公園	日吉町 2-8-14
4	本多わかば公園	本多 5-20-9
5	北町公園	北町 5-24-8
6	南町さんかく公園	南町 3-26-13
7	富士本わくわく公園	富士本 3-3-3
8	姿見の池	西恋ヶ窪 1-32-1
その他市長が必要と認める施設		